

## 「余市町図書館電子図書館導入業務」に係るプロポーザル実施要領

### 1 目 的

余市町図書館電子図書館導入業務（以下「本業務」という。）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出抑制時や、図書館の臨時休館中でも利用ができ、また、日中の来館が難しい方、身体的に来館困難な方等、非来館者サービスに力を発揮し、利便性を高めるため電子図書館の導入を行うことを目的として実施する。

### 2 業務の概要

#### (1) 名 称

余市町図書館電子図書館導入業務

#### (2) 業務内容

別紙の「余市町図書館 電子図書館導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 企画提案の範囲

別紙仕様書に基づく企画を総合的に提案する。

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

#### (5) 契約期間の見積限度額等

① 5,000千円（消費税抜き）以内を想定する。

本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書を提出する。見積限度額は予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであるが、見積書金額はこれを超えないこと。なお、契約開始前の準備期間中に係る経費は受託者の経費とする。

② 見積金額には「消費税及び地方消費税の相当額」を含めないこととする。決定にあたっては、見積書記載金額に消費税法（昭和63年法律第108号）などの改正が発生した場合には、相当額を加減するものとする。

### 3 応募者の資格要件

この企画提案に参加しようとする事業者は、(1)～(7)の要件を全て満たしていること。

なお、下記要件のいずれかを満たさなくなった場合又は、応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

(1) 過去5年以内に、電子図書館システム導入の実績を有すること。

(2) 本業務を円滑に遂行できるように、安定的かつ健全な財政能力を有している者であり、かつ、法人格を有する者であること。

(3) 令和2年度において余市町の入札参加有資格者名簿に登録していること。なお、8月3日現

在登録されていない者についても、参加資格審査申請において8月12日（水）必着までに本業務にかかる登録の申請を行うことができるものとする。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しないこと。
- (5) 参加表明書提出期限において、余市町から指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていない者であること。
- (7) 余市町暴力団排除条例（平成24年余市町条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

#### 4 スケジュール

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 公募開始        | 令和2年8月 5日（水）               |
| (2) 質問の受付期限     | 8月18日（火）午後6時まで（メール又はファックス） |
| (3) 質問の回答期限     | 8月24日（月）                   |
| (4) 参加表明書の提出期限  | 8月25日（火）                   |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 8月26日（水）                   |
| (6) 企画提案書等提出期間  | 8月30日（日）～9月6日（日）           |
- ※受付時間は午前10時から午後6時まで（持参による提出は、月曜日を除く午前10時から午後6時まで）
- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (7) 書類審査     | 9月7日（月）～9月23日（水） |
| (8) ヒアリングの実施 | 9月18日（金）         |
| (9) 審査結果の通知  | 9月下旬             |
| (10) 委託契約の締結 | 10月上旬            |

#### 5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等について不明な点がある場合には、余市町図書館電子図書館導入業務に係る公募型プロポーザルに関する質問書（第3号様式）（以下「質問書」という。）を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

##### (1) 受付方法

質問書を、メール又はファックスにより令和2年8月18日（火）午後5時までに送信すること。（送信先は、「11 問合せ・連絡先」を参照すること。）

##### (2) 回答方法

質問者への回答については、令和2年8月24日（月）までに行うものとする。

なお、質問及び回答については、まとめて参加表明者に通知する。

#### 6 参加表明書の提出について

##### (1) 受付期間

令和2年8月25日（火）午後6時まで

(2) 提出書類

- ① 参加表明書 (第1号様式) 原本1部
- ② 会社概要 (任意様式) 原本1部 写し8部

※会社概要は、会社案内のパンフレット等の使用を可とする。

(3) 提出先

「11 問合せ・連絡先」に同じ

7 参加資格審査について

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、参加資格要件を確認し、結果を通知する。

8 企画提案書等の提出について

(1) 受付期間

8月30日(日)～9月6日(日)午後6時まで

(2) 提出書類

- ① 企画提案書 (任意様式) 正本1部 写し8部  
(本業務にあたる人員体制、スケジュールその他、別紙評価基準表に沿った提案とすること。)
- ② 実績報告書 (第2号様式) 正本1部 写し8部  
(本業務に類似する過去の実績を記載すること。)
- ③ 見積書 (任意様式可) 正本1部 写し8部  
(見積書は、具体的な積算内訳(任意様式)を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税を除いた額とする。)
- ④ 上記提案書提出書類のデータを収めたCD-R媒体 1枚

(3) 提出方法

郵送(9月6日までに必着)又は持参により提出することとし、メール又はファックスでの提出は受理しない。

(4) 提出先

「11 問合せ・連絡先」に同じ

9 審査方法

選定審査会を設置し、書類審査及びヒアリングを評価する。

審査では別表評価基準表に基づき企画提案内容等の評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に契約交渉順位を定めるものとする。なお、評価点が高点である場合は見積り金額の低い方を受注候補者とする。

(1) 審査基準

別表評価基準表を参照すること。

(2) 書類審査の実施

9月7日（月）～9月23日（水）

提出書類による書類審査を行う。

(3) ヒアリングの実施

企画提案書等を元に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、ヒアリングを実施し審査を行う。本業務に従事する者が主にヒアリング及び意見交換を行うこと。

なお、ヒアリングに参加しない事業者は、申込みを取り下げたものとみなす。

① 実施日 令和2年9月23日（水）

② 場所 余市町図書館 2階視聴覚室

③ 提案時間 40分以内（提案者多数の場合は時間を変更する場合がある。）

④ 質疑応答 10分以内

⑤ 参加人数 3名以内

⑥ その他

ア) ヒアリングは、パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用できるものとする。

イ) ヒアリングは提出された企画提案書に基づき行うものとし、実施後の企画内容の追加、変更は認めない。

ウ) ヒアリングの順番は、企画提案書の提出順とする。

(4) 審査結果の通知

9月下旬

審査の結果は、文書で通知するものとし、余市町ホームページに掲載する。

(5) 契約の締結

審査により選定した最適な事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法第234条（昭和22年法律第67号）に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に「3応募者の資格要件」及び「10 その他（1）」に該当した場合、次順位の提案者と協議できるものとする。

10 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された書類を無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性を害する行為があったと認めた場合

④ 仕様書を満たしていない企画提案書

(2) 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。

- (3) 提出された書類等は返却しないこととする。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めないこととする。
- (5) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (6) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属することとする。
- (8) 提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (9) 本業務に関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、選定審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定することとする。
- (10) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本企画提案への関わりがなくなった時点で、配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (11) 自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。なお、この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を余市町教育委員会に請求することはできない。

#### 11 問合せ・連絡先

余市町図書館 担当：春木、荒谷

〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町4 1 3 番地

電話：0135-22-6141 FAX：0135-23-7660

E-mail：[toshokan@mail.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp](mailto:toshokan@mail.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp)

開館時間：午前10時～午後6時30分

休館日：毎週月曜日、9月図書整理日：9月1日（火）、9月30日（水）

## 別表 評価基準表

審査項目及び主な評価基準			配点計
書 類 審 査	1 導入実績等について		20
	(1) 導入実績	仕様書に定める業務実績が豊富であるか	
	2 企画提案書について		180
	(1) 体制の整備	構成人数、担当者の経験・実績、責任・権限範囲の体制等が適当か	
	(2) 機能及び特徴	利用者にとって便利で効果的な機能を提案できているか	
	(3) スケジュール	具体的かつ明確なスケジュールが示されており、適切な行程となっているか	
	(4) セキュリティ対策	セキュリティ対策が十分に検討されているか	
	(5) 利用開始後の操作指導・研修及びサポート体制	利用開始後に機器操作への指導・研修及びサポート体制が充実しているか	
	(6) 電子書籍の充実性	電子書籍の充実への取り組みについて提案はあるか。	
	3 その他		30
(1) 見積書	見積限度額と比較して、見積書の金額について算出に具体的な根拠があり、現実性があるか		
ヒ ア リ ン グ 審 査	4 プレゼンテーション及び意見交換		70
	(1) 提案者の姿勢	本業務に対する参入意欲が感じられるか 質疑に対する応答は明快かつ迅速であるか	
	(2) 業務にあたる体制	業務体制は、良好な成果が期待できる体制となっているか	
	(3) 提案の実効性	業務実施手順及び工程は、明確であり、無理のない実現性の高い提案となっているか	
	(4) システムの操作性	使いやすいシステムとなっているか	
合 計 得 点			300

※ 上記、評価基準において一つでも最低評価点数(0点)に該当する項目があれば失格とする